

復職に関する申告書

新宿区長 宛て

_____年_____月_____日

住 所 新宿区_____

(復職予定の)保護者氏名_____ [父 母]

保護者氏名_____ [父 母]

児童氏名_____ (_____年_____月_____日生)

児童氏名_____ (_____年_____月_____日生)

申込み・認定申請の種別 (該当するものにチェック)

認可保育園、認定こども園 [保育園機能]、地域型保育事業の入園申込み

定期利用保育の利用申込み

教育・保育給付認定申請 [利用(予定)施設名_____]

施設等利用給付認定申請 [利用(予定)施設名_____]

『就労』を事由とする申込み・認定申請をするにあたり、以下のとおり申告します。

- 1 入園日、利用開始日、認定日(認定期間の始期)が属する月の末日まで(勤務先との調整により、困難である場合は翌月1日)に復職します。

※「復職」とは、産前・産後休暇または育児休業を取得している在職中の職場に、取得前と同じ雇用条件(就労日数・就労時間)で復職(派遣社員として就労していた方は取得前と同じ派遣元の会社に復職)して、就労を開始することです。

- 2 復職後、2週間以内に「復職証明書」(新宿区様式)を提出します。
- 3 在職中の職場に復職しない場合 または 「復職証明書」を提出しない場合は、入園(利用開始)の内定や決定、認定が取消しとなることに異議はありません。

【認可保育園等の入園、定期利用保育の利用の利用調整】

- 入園(利用開始)月の初日の状況に基づく指数により利用調整を行いますが、入園(利用開始)月の末日まで(勤務先との調整により、困難である場合は翌月1日)に復職する方は「就労」の指数を適用します。
- 「育児短時間勤務制度」により、雇用契約上の正規の就労日数や就労時間に変更なく、復職後の就労時間を1日あたり2時間以内で短縮する方は、短縮前の就労状況の指数を適用します。
- 内定後または入園(利用開始)後に、就労日数の短縮や、1日あたり2時間を超える就労時間の短縮をしていることが判明した場合は、短縮された就労日数・時間により、改めて利用調整を行います。その結果、内定や決定が取消しとなる場合があります。